

つるがしま高齢者等外出応援ショップ事業のご案内

高齢者や障害者の外出を応援します

目的

高齢者や障害者の外出を応援し、社会参加の促進や健康寿命の延伸を図ることを目的とします。

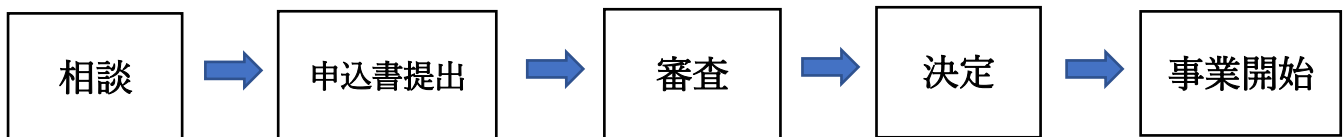
サービス提供の概要

協賛店は、鶴ヶ島市つるバス・つるワゴン特別乗車証（70歳以上の高齢者・障害者）を提示する者または同伴者に対し、外出したくなるサービスを提供します。

例）〇%引き、ポイント〇倍

協賛店の登録方法

つるがしま高齢者等外出応援ショップ事業協賛申込書により高齢者福祉課窓口まで提出ください。



協賛店の登録決定後、協賛店一覧表に掲載いたします。また、協賛店へステッカー等を交付いたします。

※下記のいずれかに該当する場合は、協賛店として登録できません。

- 1 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの（パチンコ店など）
- 3 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- 4 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- 5 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- 6 協賛店の具体的な所在地が確定していないもの、期間限定のみ営業しているもの又は事業の目的に合致しないもの（例 路面店）
- 7 その他、高齢者等外出応援ショップ事業の協賛店として不適当なものとして市長が認めるもの

問合せ先

鶴ヶ島市役所 049-271-1111（代表）
高齢者福祉課 高齢者福祉担当